

研修委員会（資格制度運営委員会）活動報告

学会活動報告では、当学会の運営を支える各委員会の活動を紹介しています。

今回は、学会内外で様々な研修・教育活動を行っている研修委員会の活動をご紹介します。

このQ&Aを読まれたあと、下記のWebページもご覧ください。

研修講座一覧 <https://jaohl.jp/schedule/>

学会認定資格 <https://jaohl.jp/ninteishikaku/>

Q1. 学会内で研修委員会の役割はどのようなものですか。

A1. 研修委員会は、学会員向けの教育研修活動や全国の産業保健総合支援センターでの研修会の開催、産業保健法務主任者資格の認定などを行っています。

Q2. 産業保健法務主任者とはどのような資格ですか。

A2. 「産業保健法務主任者」は、当会が認定する資格で、産業保健分野における法務知識と現場の問題解決力を備えたことを証明するものです。

法令を中心に関連分野の実践的知識を総合的に学び、所定の研修カリキュラム（研修講座14単位以上および学術大会5単位以上を含む計24単位以上）を修了した学会員に対し、「産業保健法務主任者（メンタルヘルス法務主任者）」の称号を付与しています。

この資格を取得することで、産業保健に関する法的課題に対応できる専門知識を有する人材として、職場のメンタルヘルス対策や安全衛生管理の向上に貢献できます。

Q3. eラーニング講座について教えてください。

A3. 当会ではeラーニング学習システムを開設し、会員がオンラインで研修講座を受講できる環境を整えました。

このeラーニング講座では、研修カリキュラムがレベル別に体系化されており、基礎から段階的に学べるようになっています。

オンデマンド型のため、日時や場所にとらわれずいつでも好きな時に講義を視聴できます。

Q4. 対面型研修講座について教えてください。

A4. 対面型研修では、特定のケースを題材にして、産業保健職や社会保険労務士、人事労務担当者、心理職など他職種と議論を重ね、その事案の実践的な未然防止策や事後対応策を検討しています。

参加者からは、産業保健法を「生きた法」として使いこなせるようになり、問題の早期解決や関係者の信頼関係構築につながったとの声を多く頂いています。

Q5. 産業保健総合支援センターとの連携活動について教えてください。

A5. 当委員会は、産業保健法に関する知識普及や研修ネットワーク構築のため、厚生労働省の協力のもと、産業保健総合支援センターと連携し、全国各地のセンターで「産業保健と法」をテーマとする講義を行っています。

学会内部の研修企画・運営に留まらず、関連団体との協働による教育活動や講師派遣を通じて、産業保健法の知見を社会へ広く発信する役割も担っています。

Q6. 研修委員会の会合はどのような雰囲気で行いますか。

A6. 研修委員会の会合は、多様な専門分野のメンバーが集まるだけに活発で建設的な雰囲気で進行します。

委員には産業医、産業保健師・看護師、心理職、人事労務担当者、社会保険労務士、弁護士といった産業保健に関わる実務家から研究者まで様々な職種の方々が名を連ねており、各自の専門知識や現場経験を持ち寄って忌憚なく意見交換が行われます。

共通の目的が「産業保健の現場課題に応える研修を作り上げること」であるため、議論は常に前向きかつ真剣です。互いの専門性を尊重し合いながらアイデアを出し合う風通しの良い雰囲気です。異なる職種・分野の視点が交わることで新たな発想が生まれる場にもなっており、研修内容の充実に向けて熱意あふれる討議が繰り広げられています。

Q7. 研修委員になってよかったと思うことを教えてください。

A7. 研修委員として活動してことを良かった点は、何より自分たちの企画した研修が産業保健の現場に役立つ実感できることです。委員会活動を通じて産業保健領域の最新情報や法改正動向に触れる機会が多く、企画段階から専門家の先生方と意見交換する中で自身の視野も広がります。産業保健に関わる多職種のネットワークの中で切磋琢磨できるため、研修委員になることで得られるものは大きいと感じています。

Q8. 新たな企画等があれば教えてください。

A8. 研修委員会では、研修プログラムの充実に向けて常に新しい企画を検討・実施しています。研修テーマについてもタイムリーな課題を積極的に取り上げるようにしています。

例えば、近年では無料公開講座で「職場における性的少数者(LGBTQ)の困りごと」や「産業保健から取り残される外国人労働者の問題」といった時勢に即したテーマを取り上げました。こうした現場ニーズの高いテーマについて最新情報を提供する活動は、今後も継続していきます。